

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日に当たる場合)

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

目次

◆規則

鳥取県規則第九十七号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

昭和四十五年八月の暴風雨等についての特別被害地域の区域の指定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可

土地收回法による土地の立入りの許可

土地收回法による土地の立入りの許可

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選舉に係る候補者の氏名等

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選舉の選挙場所

一部改正

附則

別表第一第一号中(59)を(60)とし、(24)から(58)までを一ずつ繰り下げ、(23)の次に(24)として次のように加える。

24 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第三十二条第一項の規定に基づく手数料

この規則は、公布の日から施行する。

◆告示

告示

示

◆公 告

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

鳥取県告示第七百六十六号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(昭和三十年法律第二百三十六号) 第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和四十五年八月の暴風雨等についての特別被害地域の区域を指定する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

区 分	郡 名	市町村名	旧市町村名	大字名
農業関係	一般農業者	東伯郡 西伯郡 岸本町 赤崎町 以西村 八郷村 大原村	中山町 上中山村 須村	大父
		" " " "	" "	
		米子市 会見町 賀野村 逢坂村 下中山村 朝金		

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十五年七月二十二日付で西伯郡西伯町大字中一、一〇八番地岡本精胤ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(西伯地区農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良(西伯地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十五年十一月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所
西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十五年七月十三日付で東伯郡赤崎町大字笠津三四九番地奥田利則ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(安田地区農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第七百六十七号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和四十五年十一月十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

昭和45年11月24日 火曜日

00848

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業計画

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（安田地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十二号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良（海川地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十三号

土地收回用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一起業者の名称 中國電力株式会社

二 事業の種類 特別高圧架空送電線路湯原倉吉線の一回線増架事業

三 立ち入ろうとする土地の区域 倉吉市円谷、大原、栗尾及び上余戸並びに東伯郡三朝町福本、上西谷、下西谷、曹源寺、久原、助谷、大柿、

鳥取県告示第七百七十一号

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一起業者の名称 中國電力株式会社

二 事業の種類 特別高圧架空送電線路湯原倉吉線の一回線増架事業

三 立ち入ろうとする土地の区域 倉吉市円谷、大原、栗尾及び上余戸並

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十五年十一月二十四日から昭和四十六年九月三十日まで

牧及び今泉

大原勇助 米子市末広町二番地
石川富春 米子市茶町九番地

祇園芳照 境港市馬場崎町九十番地

永井定男 米子市明治町三十四番地

鳥取県告示第七百七十四号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十四条第二項の規定に基づき、昭和四十五年十二月六日執行する米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選舉に係る候補者の届出があつたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県知事 石破二朗

一 宅地所有者のうちから選舉される委員の候補者の氏名及び住所又は名稱及び主たる事務所の所在地

保木本榮 男 米子市東町百七番地

江原勝 米子市紺屋町百三十一番地の四

杵村善門 米子市明治町五十二番地

山崎久作 米子市万能町五番地

野田祐一 米子市茶町七番地

鳥取県公安委員会告示第五十六号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年十一月二十四日から施行する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 田村純一

鳥取県告示第七百七十五号

昭和四十五年十二月六日執行する米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選舉の選舉場並びに投票時間及び開票の日時を次のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十五条の規定により公告する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石破二郎

一 選舉場 米子市久米町七番地

鳥取県米子都市開発事務所

二 投票時間 午前七時から午後六時まで

三 開票の日時 昭和四十五年十二月六日午後六時三十分

公 安 委 員 会 告 示

有限会社
米子クリーニング商会 米子市加茂町二丁目十番地
瀬尻孝昌 米子市日野町十一番地
山口明 米子市塙町三十四番地の二
二 借地権者のうちから選舉される委員の候補者の氏名及び住所

小室安正 米子市東町九十二番地

姓	米子市緑町1丁目1番地前	姓	伊賀郡(十斗路)	姓	伊賀郡(十斗路)
七十田	米子市緑町1丁目1番地前	姓	伊賀郡(十斗路)	姓	伊賀郡(十斗路)
七十田	米子市緑町1丁目1番地前	姓	伊賀郡(十斗路)	姓	伊賀郡(十斗路)

公 告

昭和45年11月8日に実施した昭和45年度宅地建物取引業者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和45年11月24日

田中 善蔵	上村 熊雄	隱岐 安郎	浦富 宏重	山本 正敏
山田 英樹	山内 勝利	田中 熊太郎	齊木 啓邦	吉田 三男
小木 漢潔	西村 義文	田中 千秋	小谷 義博	八渡 吉永
米山 昌幸	信組 敏明	山本 光夫	種子 至剛	足立 浩吉
湯浅 果	宮永 穆	鶴見 嶽	原 知志	斎下 隆資
高見 俊雄	松本 昭吉	鶴見 俊賢	堤島 幸男	井沢 豊
景山 二郎	藤井 隆慶	景山 俊吾	押本 祐次	箕浦 宽
横山 憲将	長友 伸浩	荒木 三郎	渡部 孝	琴崎 勉
実政 新三	瀧川 整司	河上 孝	金田 洋次	下浦 義幸
中澤 真晃	牧野 龍司	花畠 伸	西本 典彦	前 清作
宮木 勅寛	森本 繁藏			